

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p>

法律第四十八号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。) に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第三条から第二十八条 (略)

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (67) (略)

(68) Nーシアノメチルー四ー(トリフルオロメチル)ニコチンア

ミド (別名フロニカミド) 及びこれ含有する製剤

(69) (138) (略)

十二〇五十八の四 (略)

五十九 メチルNー「二ー」(四ークロロフェニル)ーHー

ピラゾールー三ーイルオキシメチル」フェニル」(Nーメトキシ)

カルバマート (別名ピラクロストロビン) 及びこれ含有する製

剤。ただし、メチルNー「二ー」(四ークロロフェニル)

ーHーピラゾールー三ーイルオキシメチル」フェニル」(Nー

メトキシ)カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。

五十九の二〇六十七 (略)

第三条から第二十八条 (略)

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (67) (略)

(68) Nーシアノメチルー四ー(トリフルオロメチル)ニコチンア

ミド (別名フロニカミド) 及びこれ含有する製剤

(69) (137) (略)

十二〇五十八の四 (略)

五十九 メチルNー「二ー」(四ークロロフェニル)ーHー

ピラゾールー三ーイルオキシメチル」フェニル」(Nーメトキシ)

カルバマート (別名ピラクロストロビン) 及びこれ含有する製

剤

ーHーピラゾールー三ーイルオキシメチル」フェニル」(Nー

メトキシ)カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。

五十九の二〇六十七 (略)